

青森県福祉・介護人材確保対策事業実施要綱

(趣旨)

第1 県は、高齢化の進行、世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等により福祉・介護ニーズが拡大している中、質の高い人材の安定的確保が重要となっていることから、福祉・介護分野への人材の定着と参入を促進するための取組を総合的に支援し、福祉・介護人材の緊急的確保を図ることを目的として、地域医療介護総合確保基金による福祉・介護人材確保対策事業を実施することとし、その実施については、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、次のとおりとする。

- 1 第3の2の(2)のア及び第3の5の(2)のアについては、介護福祉士養成施設(以下「養成施設」という。)その他知事が認める者とする。
- 2 第3の1の(2)のア及び第3の5の(2)のイについては、養成施設その他知事が認める者とする。また、県が法人等に委託して実施する。
- 3 第3の1の(2)のイ、第3の2の(2)のイ、第3の3、第3の4及び第3の6の(2)のア及びイについては、県が法人等に委託して実施する。
- 4 第3の1の(2)のウについては、社会福祉法人青森県社会福祉協議会とする。

(事業内容)

第3 この事業は、次の事業を実施する。

1 福祉・介護人材参入促進事業

(1) 趣旨

将来の担い手たる若者(小中学生・高校生・大学生・就活中の者等)や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層等を対象に、福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図る。

(2) 実施内容

ア 福祉・介護体験やセミナー等を実施し、福祉・介護の仕事の大切さや介護の3つの魅力(「楽しさ」、「広さ」、「深さ」)を紹介する事業

(事業例)

- ・小中学校・高校等へ訪問し又は地域の生徒等を集めて行うイントロダクション的な研修
- ・介護体験をメインとした地域住民へのセミナー等のイベント
- ・養成施設等による、地域住民への介護に係る基礎的な研修

イ 職場体験

小中学生、高校生、大学生・就職活動中の者・主婦・中高年齢者等で、福祉・介護分野に興味を有する福祉・介護業務未経験者を対象として職場体験を実施する。

ウ 介護員養成研修受講料補助

青森県福祉人材センターの無料職業紹介を受けながら介護員養成研修修了を目指す者等

に対し、研修受講料補助を行う。

(3) その他

事業を実施する場合は、事業実施年度の年度末まで、参加者の進学状況、就業動向等の把握を行う。

2 潜在的有資格者等再就業促進事業

(1) 趣旨

資格を有しながら子育て等のため離職して福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者等を対象に、潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための研修や、実際の現場を知るための職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進する。

(2) 実施内容

ア 潜在的有資格者を対象とした、介護の知識や技術等を再確認するための研修

イ 職場体験

潜在的有資格者等で、福祉・介護分野への就業を希望する者を対象として、福祉・介護に関する理解を深めるための研修及び職場体験を実施する。

(3) その他

事業を実施する場合は、事業実施年度の年度末まで、参加者の就労動向の把握を行う。

3 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

(1) 趣旨

専門員を配置し、施設・事業所等における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を一体的に実施し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図る。

(2) 実施内容

ア 専門員の設置

次の役割を担う専門員を設置する。

(ア) 求職者のニーズ等に合わせた職場開拓

求職者に対し就業に適した施設・事業所等を紹介できるよう、求人施設・事業所等が求める人材像や求職者の適性を把握するとともに、多様な職場の開拓を行い、求人情報を分かりやすく整理する。

(イ) 個々の求職者にふさわしい職場紹介

ハローワーク等へ出向くとともに、就職説明会等を開催することにより求職者の相談に応じ、個々の求職者に合ったふさわしい職場紹介を行う。

(ウ) 就労・定着できる職場づくり

施設等に対し、求職者のニーズに合った職場づくりができるよう、サービス管理、人材育成システム、労働環境、経営管理等についての指導、助言及び研修等を行う。

また、求職者が就業した後も適切なフォローアップ等を行い、職場への定着を支援する。

イ アドバイザーの派遣

公認会計士、中小企業診断士等をアドバイザーとして委嘱し、施設等の要望等に応じ、会計、経営管理等の専門的な指導・助言を行う。

4 福祉・介護人材確保対策事業

(1) 趣旨

施設・事業所等に対し、採用力向上のためのセミナー等を開催し、他産業と比較しても選ばれる業界への転換と福祉・介護人材の確保を図る。

(2) 実施内容

施設・事業所等の採用力向上のための福祉人材確保支援セミナー、福祉人材確保研究会の開催

5 福祉・介護人材キャリアパス支援事業

(1) 趣旨

施設・事業所や地域において、福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するための研修等を実施し、福祉・介護人材の安定的な定着を図る。

(2) 実施内容

ア 施設・事業所の形態やサービス利用者の実態等に応じた職員研修

イ 福祉・介護従事者を対象としたキャリアパス、スキルアップを目的とした研修
(事業例)

- ・中堅職員に対する、チームケアのリーダーとして必要となる知識等に係る研修
- ・介護職員のキャリアアップにかかる助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員育成のための研修
- ・OJTによる人材育成が困難な小規模事業者の介護職員に対する介護技術等の再確認等のための研修

(3) その他

ア 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の介護技術、コミュニケーション能力等の向上のために行う研修も、この事業の対象とする。

イ 施設等の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に施設等の負担を軽減する事業は、この事業の対象としない。

6 福祉・介護人材定着促進事業

(1) 趣旨

子育て中の介護職員等が短時間勤務等を活用するための代替要員の確保・マッチング等を行い、意欲・能力に応じたキャリアアップ支援及び子育てしながら働き続けることができる環境整備により、福祉・介護人材の定着を促進する。

(2) 実施内容

ア 介護助手の導入支援を行う。

イ 事業所等に対する育児支援サービス利用等補助の実施

(費用の支弁)

第4 この事業に要する経費は、別に定めるところにより支弁する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。